

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規諮問品目（4件）】

- (1) ヘルシアあったか緑茶 a（花王株式会社）
- (2) ヘルシア五穀めぐみ茶 a（花王株式会社）
- (3) ヘルシア緑茶 すっきり a（花王株式会社）
- (4) ヘルシア紅茶 a（花王株式会社）

○大野座長委員 それでは、審議に入りたいと思います。

きょうの初めは、第28回第一調査会で一旦審議を保留させていただきましたけれども、花王株式会社のヘルシアあったか緑茶 a、ヘルシア五穀めぐみ茶 a、ヘルシア緑茶すっきり a、ヘルシア紅茶 a についてです。

既許可品 4 品目の許可表示を第27回第一調査会で審議を行いましたヘルシア緑茶 a と同じ許可表示にしたいという申請でした。ヘルシア緑茶 a についての審議は、この調査会で審議した後、部会のほうで審議していただきましたが、部会の審議で、もしかしたら許可表示の内容が変わってしまうかもしれないということがございましたので、そちらの部会の結論が出てから、関連品目について審議したほうがいいのではないかとお願いいたしまして、そういうことになりました。

ということで、きょうの審議していただく 4 品目については既に許可されているものですが、許可表示を変えたい。変えるに当たっては、部会で承認していただいた内容に変えたいということでの申請でございます。

そういうことで、今までの許可表示を一部修正した上で、変更されたものについて、きょう、審議していただくことになりました。

それでは、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、今回の品目の説明をさせていただきます。

申請の品目は先ほど座長から御説明のありました「ヘルシア五穀めぐみ茶 a」、「ヘルシア緑茶すっきり a」、「ヘルシアあったか緑茶 a」、「ヘルシア紅茶 a」でございます。資料の概要については後ろにあります。今回、先ほど座長からの説明がありましたように許可表示を変えるといったようなものでございますので、お手元の資料 1 に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

資料 1 は既許可品との対比表ということになっております。青色の既許可品目から申請品目のオレンジ色のもに変わるといったようなものでございます。

まず変更点として、許可表示については、既許可品は「本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。それを緑茶 a、現在、答申されておりますが、それと同じく、新しい許可表示としては「本品は脂肪の分解と消費に働く酵素の活性化を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

それ以下のところなのですが、関与成分量は変わらずということで、あと配合割合も既許可品と

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

全く同じというようになっております。

今回、新しい許可の表示として、この 4 つの申請品目が適当であるかどうかといった点で御審議をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○大野座長委員 ありがとうございます。

それでは、先生方から御意見を伺いたいと思いますけれども、その前に、事前に先生方からいただいた意見を紹介していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 お手元の資料 2 をごらんいただければと思います。

ヘルシアあったか緑茶 a、ヘルシア五穀めぐみ茶 a、ヘルシア緑茶すっきり a、ヘルシア紅茶 a につきまして、ヘルシア緑茶 a は第一調査会了承となっているので、上記 4 品目にも自動的に了承と本当に考えてよいのか。今後の対応も含め、十分議論すべきであると考えます。

了承となっている表示内容は、実際より効果があるように消費者には読まれると思います。□□で指摘が出たように、必要以上に作用機序を強調することは消費者に誤解を招くため、問題があると思います。また、ヘルシア五穀めぐみ茶では、含有成分がかなり異なっていると思います。実際の製品の宣伝では、脂肪を燃やすなどの不適切なキャッチコピーが広く使われていますという森川委員のコメントでございます。

以上でございます。

○大野座長 ありがとうございます。

では、森川先生、補足があればしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森川委員 宿題だから出さなければいけないと思って出したのですが、1 つもう許可になっているので認めざるを得ないかもしれませんが、こういう 1 つ認められたら他の類似品も同じように認めるといふようなことを本当に認めてよいか問題だと思います。いいかですね。そういうことはきちっと考えないといけないのではないかと思います。花王のホームページは、脂肪を燃やすとキャッチコピーを使って、この 4 品目では全部が脂肪を燃やすと、実際に許可された表示内容と非常に違う形でどンドンひとり歩きしているわけです。実際には非常に大きな問題を含んでいると思います。

○大野座長 宣伝のことは今まで森川先生に随分御指摘いただきました。ただ、この場では宣伝についてなかなか言えないところがありますので、それは別として、先生の指摘の中で、ヘルシア五穀めぐみ茶では含有成分はかなり異なると思いますということですね。

○森川委員 それはこの表を見ていただければ。ただ、私はそういう分野の専門家ではないので、関係ないというように判断されるかどうかは皆さんの御判断で。

○大野委員 ありがとうございます。

説明を忘れましたが、前回のこちらでの調査会で出した内容が部会で若干変更されましたので、そこの変更内容について説明してもらえますか。

○消費者委員会事務局 すみません、部会のほうで許可表示内容につきまして、一部変更等がございました。変更いたしましたのは、「体脂肪が気になる方に適しています」というところ。少しお

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

待ちください。

○消費者委員会事務局 座長、申しわけありません。この資料を全て部会で答申を出した内容に合わせてしまっておりますので、今、事務室のほうからもともとの表現を持ってまいりますので、少々お待ちください。

○大野座長 お願いします。

表現上のことが修正されただけだったと思います。

○消費者委員会事務局 「体脂肪が気になる方」というのが二度出てきていまして、それがくどいという御指摘がありまして、よって片方を修正してもらったという内容でございます。詳細は後ほど御説明させていただきます。

○大野座長 ありがとうございます。

それでは、詳細については、また確認していただきたいと思います。

お願いします。

○森川委員 きょうのもう一つの品目の指摘事項で作用機序まで書くところの意味で強調し過ぎではないかということが書かれていたのですけれども、そういう目でもう一度この製品を見たほうがいいのではないかと。これを全て4品目全体に反映してよいのかというようなことを思いました。

○大野座長 ありがとうございます。

ただ、前回の緑茶については、つい最近、この調査会で承認していただいて、それで部会に上げたものです。

○森川委員 それを変えるということではなくて。

○大野座長 1カ月、2カ月ですぐ態度を変えてしまうというのも難しいと思うのです。そういうことで、ある程度作用メカニズムについて、前回の緑茶の例について許可表示として認めて上に上げて、それが部会で認められましたので、そこは今は言いにくいところではないかと思えます。

○森川委員 今、認められたものはそうですけれども、あと残りの4つまでも自動的に同じとしてよいのかと。

○大野座長 それはこれから議論していただきたいと思うのですけれども、組成がそれぞれ若干ずつ違いますので、そういう違うものについて同じような表現をしていかどうかということについて、先生方に議論していただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 少し補足させていただきたいのですが、原材料としてはそれぞれ差がございます。ただ、有効性試験をしたもともとの長期有効性試験の基本のところは全て同じ書類を使っておりますので、それに基づいて許可表示、もともとの「本品は茶カテキンを豊富に含んでおり」云々という言葉が許可していたものでございます。ですので、それを1つの品目について、同じ有効性試験を求めても、この形でいいということで一旦許可が出ているものですから、申請者としては同じ表示にしたいという申請になっております。

ですので、原材料が全て同じというわけではありませんけれども、有効性を示すものが許可表示でございますので、そういった観点で御議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

○大野座長 いかがでしょうか。

きょういただいた資料で、本品を用いたヒト長期有効性試験というところが表の中にございますけれども、その中で申請品目の緑茶 a というところで、1、緑茶の長期試験を引用となっていますね。これはみんなそれを引用しているのですが、若干違うところもあるように感じたのです。例えば既許可品の五穀めぐみ茶については、4、ウォーターの長期試験を引用したということで、五穀めぐみ茶については違うところがあるかなと思ったのですが、これは同じものなのですか。

○消費者庁食品表示企画課 すみません、補足の説明をさせていただきたいと思います。

ヘルシア共通文献集をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。この中の開いていただきまして2ページ目のところから、文献集の一覧ということでリストがございます。この中の左側を見ていただきたいのですが、ヘルシア共通文献資料ナンバーと書いているところ、おめくりいただきまして3ページ目のAの11番から始まるページのところに、新規文献という文字が書いてございます。この新規文献というものが意味しているところなのですが、脚中のところに脂肪分解に関する *in vitro* または動物試験に関する文献という記載がございます。この青字で書いている新規文献というところが、以前御議論いただきましたヘルシア緑茶 a に関してなのですが、当時既許可品であるヘルシア緑茶の許可文言からこの新規文献をつけてヘルシア緑茶 a というものの許可文言にしておりまして、今回申請が上がっている4つの品目につきましても、新規文献というものを追加して今回新しいクレームにしているというものになってございます。したがって、この文献一覧、先ほど見ていただきました資料1の文献一覧のところには、いろいろな有効性の試験を引用しているのですが、それは既に許可をとっている既許可品のときにこの文献というものを使っております。今回、新しい許可文言にする際には、この新規文献というところを追加して許可文言にしているという整理でございます。

補足ですけれども、以上でございます。

○大野座長 ありがとうございます。

前回、既許可品の緑茶から緑茶 a の許可表示に変えたわけですが、そのときの緑茶と同じような成分だとみなせるものについては、同じような作用が出る。同じような論文を引用して評価してもいいだろうと思うのですが、それが同じようにみなせるかどうかということについて、先生方に御意見を伺いたいと思うのです。

いかがでしょうか。そういうように考えて、何か御意見があれば伺いたいと思います。

森川先生の御意見だと、ヘルシア五穀めぐみ茶では含有成分がかなり異なるというような御指摘がございました。

私も見たところ、五穀めぐみ茶以外については実質的な差はないのかなと思いましたが、結局問題になると私が思ったのは、カフェインの含量とカロリー含量、その辺に大きな差がある場合は同等に扱えないと思ったのですが、五穀めぐみ茶以外についてはカフェインの含量もそれほど変わらないし、カロリーもほとんど変わらない。五穀めぐみ茶については、カロリーは変わらないけれども、カフェイン含量がかなり違うというようなことがございました。カフェインの差が正確かどうか、間違えるといけないのですが、五穀めぐみ茶は15mgぐらい入っているかな。全体

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

の一日量当たりですね。ほかのものは70mgぐらい入っている。その差が実質的な意味での差があるかどうかというところは私は気になったのです。

志村先生、いかがでしょうか。

○志村座長代理 今、大野先生がおっしゃったカフェインのことですが、カテキンの作用機序の中でカフェインとの相互作用があるかないかというのは以前に少し問題になったかと思います。そういう意味では、確かにカフェインの含有量がかなり違うということで、有効性が担保されるかどうかというあたりは若干気にはなります。

○大野座長 ほかの先生、いかがでしょうか。

このヘルシアの共通文献の中でも、カフェインが代謝に影響するというような論文もあったと思うのです。気になりましたということで、まず五穀めぐみ茶以外のものについては、ほぼ同じような組成があるとみなしてよろしいでしょうか。実績は同じだということだったら、前回の審議を踏まえると、同じような表現をすることについてクレームはつけられないのではないか、許可せざるを得ないと思いました。それについては、それでよろしいでしょうか。

それでは、五穀めぐみ茶についてですけれども、カフェイン含量が違うということについて、いかがでしょうか。そのぐらいは実質的な差がないと判断するか、あると判断するか。脇先生、何かございますか。

○脇委員 質問ですが、有効性については、ヒト長期有効性試験はウォーターの試験の引用ということがありますが、ウォーターというのは何でしたか。緑茶でない。

○大野座長 スポーツ飲料かな。

○消費者庁食品表示企画課 ここに書いてありますウォーターとか緑茶というものにつきましては過去に審議をされている製品でして、実は既許可品で書いてございますこの4つの品目につきましても、直接これらの製品で試験をしたというわけではなくて、このウォーターとか緑茶とか、その他エビデンスを使ってこれまでに議論していただいて、許可をとったという品目でございます。

過去にそういう許可をとった品目ということなのですけれども、今回は許可をとったこれら4つの品目の許可文言のところだけが作用機序のエビデンスを幾つかつけて申請をしたというものでございます。

○脇委員 そのウォーターについては、許可表示変更はないのですか。

○消費者庁食品表示企画課 この場で言っているものかどうかはわからないところではあるのですけれども、一応これらの4つの品目に関して今回御審議いただいているところなのですが、その他、何品目かについて、やはり申請をしたいという旨の話は聞いておりまして、どのタイミングかというのは難しいのですけれども、同じような申請というものは上がってくることになろうかと思えます。

○脇委員 ありがとうございます。

スポーツドリンクの場合は、カフェインは多分なかったのですね。ということで、それと同等のものということで、ここの五穀めぐみ茶は認可されていると思いますので、それと比べても許可されている五穀めぐみ茶と比べて、今度の五穀めぐみ茶 a は組成が一緒ということですから、ずるず

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

るいくとオーケーということになるのではないのでしょうか。

○大野座長 私が気になったのは、新たに加えた体脂肪を減らすという表現について、同じような組成の、もしウォーターが実質的に同じような組成で体脂肪を減らすという作用が出ているのだったらいいのではないかと思ったのです。それが確認できなかったのです。それで気になっていたのです。

○森川委員 このウォーターの長期試験というのは、この文献集のどれに当たるのでしょうか。

○大野座長 ウォーターはわからなかったのですが、資料のナンバーB21というものがウォーターの過剰投与試験で、そのときは体脂肪率とか体脂肪量とか有意な変化は示していないのです。

○山岡委員 Aの8が該当するのではないかな。

○脇委員 Aの10とか8とか。Aの10も有効性。

○大野座長 Aの8は「茶カテキンの」と書いてあって、ほかには何も書いていないのではないですか。

○脇委員 Aの10はスポーツドリンクと書いてある。

○大野座長 Aの10はそうですね。Aの10については、全体と内臓脂肪と皮下脂肪が減少していますね。Aの10の189ページのところを見ているのです。いかがでしょうか。スポーツドリンクについてはカフェインが入っていないということで、五穀めぐみ茶とかなり類似しているということになります。

いかがでしょうか。特にないようでしたら、スポーツドリンクというカフェインの入っていないものでも体脂肪の減少効果が認められたという結果があって、そういうことでありますので、五穀めぐみ茶についても新たな表現で、その体脂肪を減らすのを助けるというような表現を加えているわけですが、そういうように認めてよろしいでしょうか。

それでは、まとめますけれども、きょうの新たに申請があった五穀めぐみ茶 a、緑茶すつきり a、あったか緑茶 a、紅茶 a、その4品目について、以前審議した緑茶 a というものと同じ許可表示にするということで認めていただくということでよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、そうさせていただきます。

○消費者委員会事務局 先ほどの元の表現との違いを。

○大野座長 では、お願いします。

○消費者委員会事務局 先ほどは失礼いたしました。

元の指摘事項は一覧表の緑茶 a のところを見ていただきますと「体脂肪が気になる方に適しています。」で終わりになっておりますけれども、この前の許可表示につきましては、さらに「本品は体脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。」という許可表示文言がございました。これにつきまして、部会のほうで指摘を出しまして、指摘の内容としましては「体脂肪が気になる方」と「体脂肪が気になる方の食生活の改善」という文言が重複しており、消費者にはわかりづらい表現なので、どちらかを削除されたいという内容の指摘でございます。

その指摘に対する回答としまして、一番最後でございますけれども、「本品は体脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。」という部分が削除され、今のような内容になっております。

第29回新開発食品評価第一調査会 議事録

以上でございます。

○大野座長 ありがとうございます。

それでは、これについては山内先生のほうで確認していただくということは特にはないですね。それでは、許可表示の変更を了承するというのでいきたいと思います。

それでは、次の品目について、御審議をお願いします。

○脇委員 次の指摘とも重なるかもしれないのですが、キャッチコピーのつけ方を一部許可表示の中の一文言だけを大きくしているのはどうなのかということで、次の品目について検討していただいているのですが、このヘルシアの場合も「脂肪を代謝する力を高める」が非常に大きく強調されているのですが、これでよろしいのか。体脂肪を助ける。

○消費者委員会事務局 申しわけございません。こちらは修正前の許可表示文言になっております。

○消費者委員会事務局 概要版の中にある表示見本が現在一番新しい申請になっております。

○脇委員 結論の「体脂肪が気になる方に」よりも「脂肪を代謝する力を高める」の字のほうがやはり大きいです。

○大野座長 よろしいでしょうか。この辺はまた部会のほうで審議していただくことになると思いますけれども、消費者的なセンスを持っている人も交えて、審議していきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。ありますか。

○梅垣委員 もし部会のほうで言うていただくのであれば、メカニズムというのは重要ではないとは言いませんけれども、要するにこれをとってどうなるのだというのがより重要だということを伝えてほしいです。例えばこれをとって体重70kgの人が0.5kg減ったのかどうかというのが消費者が一番わかりやすい。ところが、今のいろいろな表現を見ると、メカニズムばかり書いている。メカニズムは1つの説明であって、それは確定ではない。だから、本当に消費者にわかりやすい表現をするのであれば、これをとったら、例えば70kgの人が1kgやせますとか書いたら、大した効果はことないのだなというイメージをもつ。そのほうがわかりやすいのです。メカニズムばかりを今追っていますから、今後問題になってくると思います。消費者代表の人がいますから、そのところをきっちり部会のほうで、議論していただくというのが一番消費者のためになると思います。

メカニズムもいっぱい書いてあるのですけれども、結局何kgやせるのといって、体脂肪がどれぐらい減るかというデータを見たらほとんど、有意差はあるけれども、実質的に意味はないというのが結構多いのです。だから、消費者の人が一番わかりやすいのは、これを何カ月飲んだら何kgやせましたとか、BMIが普通の人、飲んでも全く変わりませんでした、過剰摂取しても変わりませんでしたというのが一番重要な知りたいところなので、そういう表現をもう少し企業の人にも工夫してもらおうというのがいいのではないかなと思います。もし、そういう機会があったら、ぜひお伝えいただければと思います。

○大野座長 そこは企業にとってはどちらかというとネガティブな宣伝ということになるわけですね。それは特別な強制でもしない限り無理だと思います。

○梅垣委員 でも、結局いろいろな表現をするときに消費者がわかりにくいからメカニズムで説明しろとか言ってきたわけです。本当だったら、食生活の改善に役立つとか、それだけで十分なので

第29回新開発食品評価第一調査会 議事録

す。それなのに、何かいろいろなことが記載されている。実際にそれは読まれていない。字が小さくて読めないです。そういうことも全体的に考えていく必要があります。何回審査してもどこかで詰まってしまうというのがありますから、1回そういう問題提起か何かをしたほうがいいのではないかと思います。

○大野座長 お願いします。

○消費者委員会事務局 今、梅垣委員からもお話があったキャッチコピーのつけ方について、前から申し上げている特保等のあり方専門調査会を別にやっております、そこで今回御審議をいただいている、まさにそこでございます。2月4日にまた会議がございまして、きょうは御報告できないのですけれども、その場で消費者の意識調査を7,500に対してやったものを事務局のほうから報告させていただきます。その結果として御議論いただいて、こういった言い切りが事実誤認を招いているという結論になれば、そういったことを報告書に書かせていただいて、消費者委員会として意見を言うという流れになろうかと思っておりますので、全般として、この製品だけではなくていろいろなところでいろいろなように言い切りが使われていますので、まとめて御議論いただいた上で、消費者委員会として意見を言えたらいいかなと思っておりますので、お願いいたします。

○大野座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○森川委員 何度も言われているのですけれども、ただ、キャッチコピーに関しては検討をぜひお願いしたい。既に1年、2年ぐらいかかっているのです。社会全体に広く広まっており、今の代謝の力を高めるというキャッチコピーも本来許可された表示から使っていくべきであるのに、今日もありましたが、脂肪を燃やすと体、会社に言わせれば、代謝する力をとというのはわかりやすくするというので、脂肪を燃やす体へという表現が使われている。こういうことがそのまま放置されているというのが本当に続いているわけです。新聞の広告でもそうですけれども、BSでも皆さんよく見ていると思うのです。本当にゆゆしい事態だと思うのです。これでよいのでしょうか。現実はどう進んでいます。

○大野座長 どうぞ。

○消費者委員会事務局 確かに委員のおっしゃるように、1年、2年、ずっと同じ話をしてお聞きして、私どもとして何も対策が出ていない、消費者委員会として意見が余り言えていないというのは事実で、それは大変申しわけございません。ただ、この3月に報告書がまとまるという、最後の今回御議論が2月4日にあるという状況ですので、もうしばらくだけ御猶予いただきたいと思っております。何もしないということは絶対にございませんので、それは消費者委員会として委員長も含めてかなり問題視しているところでございます。もう少しだけお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大野座長 よろしくお願いいたします。

このボトルに書いている表示については、許可表示を引用して書いている分には、そのこと自体はクレームをつけられない。ただ、どれだけ強調するかとか、そういうことについては場合によっては、これは字が大き過ぎるとか、小さ過ぎるとかということは言えると思うのです。今回はこの

第 29 回新開発食品評価第一調査会 議事録

くらいのところで、これ以上は部会のほうで判断していただくということにしたいと思います。それでは、そういうことで御了承ください。

メカニズムについては以前からもいろいろ問題になっていて、私自身はメカニズムについては書くのは間違いがなければ許容している感もあるのでありますが、メカニズムを書くとき消費者の立場で見ると、私達、科学者とは全然違うようになってしまいます。後で問題になりますけれども、脂肪の吸収を抑制するだと、私たちの感覚だと5%でも統計的に有意に抑制すれば抑制したと書けるとわかっているけれども、消費者の中だと50%ぐらい抑制したようになってしまいます。そういう感覚の違いもありますので、そのメカニズムについてのことはまた事務局が説明いただいた会議で検討していただくということで、それを踏まえて、場合によってはいろいろな表示をまた見直していただくということになると思いますけれども、そういうことを期待して先に進みたいと思います。よろしくお願いいたします。